

# SBI証券の約款・規程集 新旧対照表 (2023年6月26日改定)

(下線部分変更箇所)

新 (改定後)	旧 (改定前)
(2023年6月)	(2023年2月)
<b>第6章 外国証券取引口座約款</b>	<b>第6章 外国証券取引口座約款</b>
(外国証券の保管、権利及び名義)	(外国証券の保管、権利及び名義)
<p>第15条 当社がお客様から保管の委託を受けた外国証券の保管、権利及び名義の取扱いについては、次の各号に定めるところによります。</p> <p>(1)～(11)省略</p> <p><u>(12) お客様が権利を有する外国証券につき、お客様が当社所定の書類により本口座の残高の抹消等を当社に指図した場合には、当社は当該残高を抹消することができるものとします。</u></p>	<p>第15条 当社が<u>申込者</u>から保管の委託を受けた外国証券の保管、権利及び名義の取扱いについては、次の各号に定めるところによります。</p> <p>(1)～(11)省略 (追加)</p>
(選別基準に適合しなくなった場合の処理及び上場廃止の場合の措置)	(選別基準に適合しなくなった場合の処理及び上場廃止の場合の措置)
<p>第16条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 <u>外国証券が、当社が売買注文を取り次ぐ我が国以外の金融商品市場において上場廃止となり、上場廃止日以降においても当該銘柄の残高が存在する場合、お客様が別段の指示をした場合を除いて、当社はお客様が権利を有する当該外国証券を発行会社が行う自己株式取得に応じる方法等によりお客様の計算で換金することができるものとします。</u> なお、当社は事前にお客様に対し、当該換金の内容、実施時期等を当社の定める方法により通知するものとします。</p> <p>4 当社は、前 2 項の売却又は換金に要した実費をお客様に請求することができるものとします。</p>	<p>第16条 省略</p> <p>2 省略 (追加)</p> <p>3 当社は、前項の売却に要した実費を<u>申込者</u>に請求することができるものとします。</p>

## その他表記の形式的な変更

新 (改定後)	旧 (改定前)	改定対象の約款
<u>お客様</u>	<u>申込者</u>	第1章 総合取引約款 (一部) 第2章 証券総合サービス取扱規程 (一部) 第3章 インターネット取引取扱規程 (一部) 第4章 保護預り約款 (一部) 第5章 累積投資取引約款 (一部) 第6章 外国証券取引口座約款 (全般)

		第 7 章 国内外貨建債券取引約款 (全般) 第 9 章 特定口座に係る上場株式等保管委託及び上場株式等信用取引約款 (一部) 第 15 章 特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する約款 (一部)
--	--	---

以上